

第8回下請等中小企業の取引条件 改善に関する関係府省等連絡会議 厚生労働省提出資料



平成28年10月18日(火)

厚生労働省

目次

- I 今年度の最低賃金引上げ状況
- II 地方の中小企業の意見・要望等について
- III 宿泊・飲食サービス業における厚生労働省の対応

I 今年度の最低賃金引上げ状況

○ 本年10月1日から、新たな地域別最低賃金が順次発効。本年度の最低賃金は全国加重平均で823円となり、昨年度から25円(3.1%に相当)引き上げた。

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	786 (764)	22	平成28年10月1日
青森	716 (695)	21	平成28年10月20日
岩手	716 (695)	21	平成28年10月5日
宮城	748 (726)	22	平成28年10月5日
秋田	716 (695)	21	平成28年10月6日
山形	717 (696)	21	平成28年10月7日
福島	726 (705)	21	平成28年10月1日
茨城	771 (747)	24	平成28年10月1日
栃木	775 (751)	24	平成28年10月1日
群馬	759 (737)	22	平成28年10月6日
埼玉	845 (820)	25	平成28年10月1日
千葉	842 (817)	25	平成28年10月1日
東京	932 (907)	25	平成28年10月1日
神奈川	930 (905)	25	平成28年10月1日
新潟	753 (731)	22	平成28年10月1日
富山	770 (746)	24	平成28年10月1日
石川	757 (735)	22	平成28年10月1日
福井	754 (732)	22	平成28年10月1日
山梨	759 (737)	22	平成28年10月1日
長野	770 (746)	24	平成28年10月1日
岐阜	776 (754)	22	平成28年10月1日
静岡	807 (783)	24	平成28年10月5日
愛知	845 (820)	25	平成28年10月1日
三重	795 (771)	24	平成28年10月1日
滋賀	788 (764)	24	平成28年10月6日

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発効年月日
京都	831 (807)	24	平成28年10月2日
大阪	883 (858)	25	平成28年10月1日
兵庫	819 (794)	25	平成28年10月1日
奈良	762 (740)	22	平成28年10月6日
和歌山	753 (731)	22	平成28年10月1日
鳥取	715 (693)	22	平成28年10月12日
島根	718 (696)	22	平成28年10月1日
岡山	757 (735)	22	平成28年10月1日
広島	793 (769)	24	平成28年10月1日
山口	753 (731)	22	平成28年10月1日
徳島	716 (695)	21	平成28年10月1日
香川	742 (719)	23	平成28年10月1日
愛媛	717 (696)	21	平成28年10月1日
高知	715 (693)	22	平成28年10月16日
福岡	765 (743)	22	平成28年10月1日
佐賀	715 (694)	21	平成28年10月2日
長崎	715 (694)	21	平成28年10月6日
熊本	715 (694)	21	平成28年10月1日
大分	715 (694)	21	平成28年10月1日
宮崎	714 (693)	21	平成28年10月1日
鹿児島	715 (694)	21	平成28年10月1日
沖縄	714 (693)	21	平成28年10月1日
全国加重平均額	823 (798)	25	

※ 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

II 地方の中小企業の意見・要望等について

- 厚生労働省は、製造業・建設業・運輸業を中心に、都道府県労働局において企業ヒアリングを実施し、中小企業の意見・要望等を収集。(全国47都道府県、計147社)
- 中小企業の意見・要望等と、これに対応した課題は次のとおり。

中小企業の意見・要望等

- ・収益が上がらないことには賃金を引き上げることは困難。(運送業)
- ・需要が上向けば、賃上げの環境が整う。全般的な景気回復策を要望する。(製造業)
- ・原材料費・エネルギーコストや経費が高騰している。(製造業、繊維業)
- ・海外の企業との価格競争になっている。(製造業、繊維業)
- ・多品種、小ロットの注文が多い。(製造業)
- ・円高等に左右される。(製造業)

- ・助成金を活用して、積極的な経営状況の改善に努めている。(運送業)
- ・助成金は、企業側の事務負担等を嫌がり申請をしない企業が多く、活用されていないものもあるのではないかと。(建設業)
- ・賃上げをする上で、中小企業に対する補助金を強化してほしい。(製造業、建設業、運輸業)
- ・企業内の高齢化が進んでおり、技術の伝承ができない。人材育成に繋がる長期的な支援策を要望。(建設業、製造業、運輸業、繊維業)

- ・経済の一層の好循環を実現するための経済対策の推進
- ・生産性向上に向けた課題・対応策の抽出、モデル事例の創出

- (厚生労働省)
- ・業務改善助成金等の周知
 - ・助成金の拡充、手続簡素化
 - ・最低賃金履行確保のための指導
- (関係府省)
- ・中小企業のものづくり・サービスの開発等に対する取組支援の拡充

中小企業の意見・要望等

(下請法・下請中小企業振興法関係)

- ・元請企業は、下請法等の法令に抵触しないようコスト削減を強く求め、これに応じた見積書を提出させている。元請企業の要望に応じなければ、仕事がもらえない。(製造業)
- ・元請企業から、経営状態や役員の報酬、賃金等の資料を要求され、それを基に、さらなるコスト削減を求められており、賃上げどころではない。(製造業)
- ・手形払いが多く、経営体力がないと厳しい。(製造業)
- ・提示した価格の値切りを求められる。(金属製品製造業)
- ・発注者に対して、賃金を含む諸経費アップのため単価引上げを申し込むと、即座に契約を打ち切られる。(金属加工業)

(独占禁止法関係) ※貨物自動車運送法も関連

- ・荷待ち待機の費用の支払いがなく負担が大きい。(運輸業)
- ・附帯作業をさせられたが、費用の支払いがない。(運輸業)
- ・高速道路利用を前提とした時間指定がされているが、高速道路料金の支払いはない。(運輸業)

(建設業法関係)

- ・ゼネコンに対し、最低賃金引上げによる労務費の増加を訴えても相手にされない。(建設業)
- ・法定福利費相当分が請負金額に反映されていない。(建設業)

(その他)

- ・取引先の大企業も競争が激しいことから、コスト削減の要求が厳しい。
- ・経営意識の改善を図らなければ、定期的な賃上げは難しい。

(関係府省)

- ・下請法の運用強化
- ・適正取引、付加価値向上の促進
- ・下請代金の支払条件の改善
- ・下請法の調査・検査の重点化

- ・荷主企業に荷待ち時間・附帯作業改善への協力の必要性を認識してもらう
- ・価格交渉ハンドブック等の作成普及
- ・トラック運送業の適正運賃・料金検討会で議論を開始

- ・建設業法法令遵守ガイドラインでの下請取引の適正化
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用を関係団体に要請

- ・労使連携した自主的な生産性向上運動
- ・賃上げ・生産性向上を図るための自社内での改善提案の取組

Ⅲ 宿泊・飲食サービス業における厚生労働省の対応

基本の方針

- 最低賃金引上げの影響を受けることが見込まれる中小企業・小規模事業者に対し、最低賃金引上げの履行確保や、生産性向上に向けた支援を図ることが必要。
- 厚生労働省は、前回会議で指摘のあった宿泊・飲食サービス業に対し、
 - 1 最低賃金引上げに向けた支援策の拡充
 - 2 支援策・最低賃金の引上げについての一層の周知
 - 3 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の強化
 - 4 宿泊・飲食サービス業関係営業者の生産性向上
 - 5 都道府県労働局による企業ヒアリング等の取組を実施。

1. 最低賃金引き上げに向けた支援措置の拡充(第二次補正予算)

○ 平成28年10月11日、最低賃金引き上げの環境整備として、①業務改善助成金、②キャリアアップ助成金等について、助成金等の拡充などを盛り込んだ第二次補正予算が成立。

① 業務改善助成金

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図るための制度。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4(※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場も助成対象
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象

制度の拡充 II

さらに大幅な事業場内最低賃金の引き上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4(※1))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

※上記①、②については、同様に適用。

②キャリアアップ助成金（賃金規定等改定）

内容

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成

H27年度

- 人数に応じた助成

【助成額】

全賃金規定等改定

1人当たり 3万円(大企業2万円)

雇用形態又は職種別の賃金規定等改定

1人当たり 1.5万円(大企業1万円)

※1 「職務評価」の手法の活用により実施した場合
1事業所当たり20万円(大企業15万円)加算

※2 1年度1事業所当たり100人まで

H28年度

- 10人までを定額助成(3区分)とし、11人以降は人数に応じた助成とする。

【助成額】

区分	全賃金規定等改定		雇用形態・職種別賃金規定等改定	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
1人～3人	10万円	7.5万円	5万円	3.5万円
4人～6人	20万円	15万円	10万円	7.5万円
7人～10人	30万円	20万円	15万円	10万円
11人～100人	33万円～ 300万円 (3万円×人数)	22万円～ 200万円 (2万円×人数)	16.5万円 ～150万円 (1.5万円×人数)	11万円～ 100万円 (1万円×人数)

※1 「職務評価」の手法の活用により実施した場合
1事業所当たり20万円(大企業15万円)加算

※2 1年度1事業所当たり100人まで

※3 <拡充> 中小企業において3%以上増額した場合、
全ての賃金規定等改定: 1人当たり14,250円(※18,000円)を加算、
雇用形態別・職種別等の賃金規定等改定: 1人当たり7,600円(※9,600円)を加算
(※ 生産性の向上が認められる場合)

2. 支援策・最低賃金額についての一層の周知

- 8月から9月にかけて、最低賃金引上げに向けた支援策の内容や、本年度の最低賃金額の改定について、宿泊・飲食サービス業関連の業界団体について、本省幹部レベルが複数回訪問して周知広報を行うとともに、生活衛生団体の理事会において講演を行う等、支援策の活用勧奨や最低賃金の履行確保を呼びかけ。
- 上記に加え、都道府県労働局においても、飲食・宿泊サービス業に関連する業界団体に対して、幹部レベルの訪問等による周知広報を実施。

3. 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の強化

- 毎年、地域別最低賃金額を改定する10月から、改定後の最低賃金額の周知を行った上で、翌年1～3月に、最低賃金の履行確保を主な目的として、監督指導を実施している。
- 本年度の監督指導については、労働局や労働基準監督署が優先すべき業種として、最低賃金引上げの影響が大きいと考えられる飲食サービス業等を各都道府県労働局に指示し、当該業種の指導監督を強化する方向で検討。

4. 宿泊・飲食サービス業関係事業者の生産性向上

- 全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能を活かして、零細事業者の多い生活衛生関係事業者の経営改善を支援するため、日本政策金融公庫と協力して小規模でも生産性向上に資する取組事例を収集し取りまとめるとともに、中小企業診断士による経営相談、経営指導等を行い、生活衛生事業者の経営基盤の健全化を図るモデル事業を今年度から開始。

(公財)全国生活衛生営業指導センター

(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

連携

(株)日本政策金融公庫

相談・支援

生活衛生関係事業者

【サービス系業種】

- ・理容業
- ・美容業
- ・クリーニング業
- ・旅館業
- ・簡易宿所営業
- ・公衆浴場業
- ・興行場営業

【飲食系業種】

- ・料理
- ・飲食
- ・すし商
- ・中華料理
- ・喫茶店営業
- ・社交飲食
- ・めん類

- ・食肉販売業
- ・食鳥肉販売業
- ・氷雪販売業

・事業所:約111万事業所(全事業所の20%)

・従業員数:約683万従業員(全産業の11%)

資料:総務省「平成26年経済センサス」より

5. 宿泊・飲食サービス業関連企業に対するヒアリング

- 9月下旬、厚生労働省は、全国の都道府県労働局において、宿泊・飲食サービス業を営む企業に対してヒアリングを実施し、各地域における最低賃金の引上げに関する企業の声を吸い上げ。（47都道府県・計102企業）。

ヒアリング結果

(1) 最低賃金引上げの影響を受ける労働者

- ✓ 最低賃金に近い賃金で働く労働者の多くはパート・アルバイト。高齢者・高校生についての賃金が最低賃金近くの賃金となっているケースも多い。
- ✓ 労働力確保の観点から、近年は賃金を高く設定しているため、最低賃金近傍で働く労働者は少ないとの回答も多くあった。
- ✓ 今後の最低賃金の引上げを懸念する回答がある。一方、人手不足のため、最低賃金より高い賃金を設定しても、労働力確保に苦慮しているという声も多くあった。

(2) 最低賃金引上げへの対応

- ✓ 役員報酬や賞与の削減を行い、総賃金コスト内で調整する。
- ✓ 仕入れ価格の見直しや安価な原材料の調達を行う。
- ✓ 販売価格は据え置き、商品の内容を変更する。（例：食事のコース内容を変更等）
- ✓ パートタイム労働者の雇用者数や就業時間を調整する。

5. 宿泊・飲食サービス業を営む企業に対するヒアリング

(3) 中小企業の声と政府への要望

中小企業の声

(価格転嫁)

- ✓ 客離れする恐れがあることから、原材料等の仕入れ価格や賃金コストの上昇分等を、販売価格に転嫁できない。
- ✓ 原材料等の仕入れ価格の上昇に伴い価格改定を行ったが、客数や注文数は減少、もしくはその懸念がある。
- ✓ 競合他店の乱立により売上げが減少している。地方への観光客誘致が課題。

(賃金・人材確保)

- ✓ 最低賃金近傍の従業員の時給の上昇は、結果として全従業員の賃金を引上げることとなり、物価が上昇していない中で大幅な最賃の引き上げが続くと大きな影響がでてくる。
- ✓ 人材不足が顕著であり、時給を上げても応募が少なく、コスト増となる。
- ✓ 地方においては人口減少が大きな問題であり、客の減少に加え、労働力確保に苦慮している。
- ✓ 社会保険料の事業主負担や、消費税、法人税等の税負担が経営を圧迫している。
- ✓ 配偶者控除等、税制に起因した就業調整により労働力確保に苦慮している。

(施設改修への投資)

- ✓ 宿泊業においては、施設の老朽化対策が顧客維持へ影響するが、売上げの減少、諸経費の上昇等により、施設改修への投資ができない。

(支援)

- ✓ 各種助成金は手続きが複雑であること、かかるコストを考慮すると申請に躊躇する。よりわかりやすく活用しやすい制度とし、申請手続きを簡素化して欲しい。
- ✓ 助成金は単発的な効果しかなく、継続的に活用できる制度が欲しい。
- ✓ 製造業とは異なり設備投資で代替できない業務が多いが、人材育成や自己啓発に対するにける費用を捻出できない。
- ✓ 収益性のある企業への転換に向けた生産性向上のためのノウハウがない。

政府への要望

- ✓ 経済対策の実施
- ✓ 地方創生の更なる推進

- ✓ 小規模事業者に対する助成金の積極的な周知
- ✓ 税制・社会保障制度の検討
- ✓ 助成金の手続簡素化
- ✓ 助成金の拡充
- ✓ コンサルタント等の支援の拡充
- ✓ 生産性向上に資する取組事例の提供